

特定海域運航責任者に係る乙種講習の科目について

④ 特定海域運航責任者の認定等

特定海域運航責任者の認定について、その認定基準、申請方法等を規定することとする。

- ✓ 甲種特定海域運航責任者の認定基準： ※申請日以前5年以内の要件
 - 1 乙種特定海域運航責任者資格の認定
 - 2 特定海域を航行する船舶において、船長又は甲板部の職員として2か月の乗船履歴
 - 3 登録講習課程の修了

- ✓ 乙種特定海域運航責任者の認定基準： ※申請日以前5年以内の要件
国土交通大臣が定める基準に適合する講習の修了

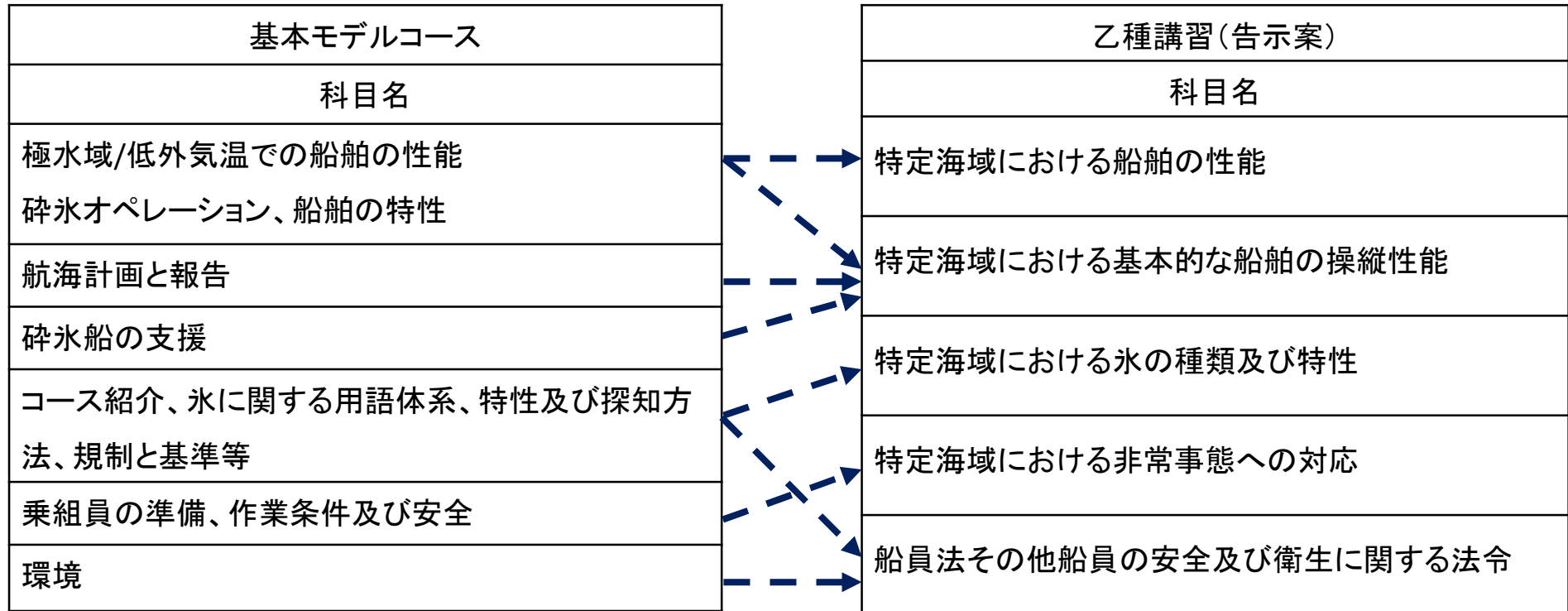
⑤ 特定海域運航責任者の有効期間等

特定海域運航責任者の認定の有効期間を5年間とし、更新について、その認定基準、申請方法等を規定することとする。

- ✓ 甲種特定海域運航責任者の認定基準： ※申請日以前5年以内の要件
国土交通大臣が定める基準に適合する講習の修了
又は
特定海域を航行する船舶において、船長又は一等航海士として2か月の乗船履歴

- ✓ 乙種特定海域運航責任者の認定基準： ※申請日以前5年以内の要件
国土交通大臣が定める基準に適合する講習の修了
又は
特定海域を航行する船舶において、船長又は甲板部の職員として2か月の乗船履歴

特定海域運航責任者に係る乙種講習の科目について



○ 告示(案)の科目については、STCW条約で定められた知識要件及び当該要件を詳細化した基本モデルコース(IMO機関決定済)を参照し設定。